

決 定 要 旨

被 審 人（住所） 東京都中央区日本橋三丁目 9 番 2 号
（名称） 丸善株式会社

上記被審人に対する平成 19 事務年度（判）第 18 号金融商品取引法違反審判事件について、金融商品取引法（以下「法」という。）第 185 条の 6 の規定により審判長審判官蛭川明彦、審判官城處琢也、同宮澤志穂から提出された決定案に基づき、法第 185 条の 7 第 1 項の規定により、下記のとおり決定する。

記

1 主文

被審人に対し、次のとおり課徴金を国庫に納付することを命ずる。

- (1) 納付すべき課徴金の額 金 165 万 9999 円
- (2) 課徴金の納付期限 平成 20 年 6 月 4 日(水)

2 事実及び理由

(1) 課徴金に係る法第 178 条第 1 項各号に掲げる事実

被審人は、東京都中央区日本橋三丁目 9 番 2 号に本店を置き、その発行する株券が東京証券取引所市場第一部に上場されている会社であるが、被審人は、売上の前倒し計上等により、

第 1 平成 17 年 12 月 13 日、関東財務局長に対し、被審人の平成 17 年 4 月 1 日から同年 9 月 30 日までの中間連結会計期間につき、連結経常損益が 939 百万円（百万円未満切捨て。以下、連結経常損失、連結中間純損失、連結純資産額、連結当期純損失について同じ。）の損失であったにもかかわらず、これを 802 百万円の損失と、連結中間純損益が

6, 950百万円の損失であったにもかかわらず、これを6, 815百万円の損失と記載するなどした中間連結損益計算書、及び連結純資産額が4, 079百万円であったにもかかわらず、連結純資産額に相当する「資本合計」欄に5, 051百万円と記載するなどした中間連結貸借対照表を掲載した被審人の第197期事業年度の中間連結会計期間に係る半期報告書を提出し、もって、重要な事項につき虚偽の記載がある半期報告書を提出し、

第2 平成18年4月28日、関東財務局長に対し、被審人の平成17年4月1日から平成18年1月31日までの連結会計期間につき、連結経常損益が529百万円の損失であったにもかかわらず、これを360百万円の損失と、連結当期純損益が6, 790百万円の損失であったにもかかわらず、これを6, 624百万円の損失と記載するなどした連結損益計算書、及び連結純資産額が4, 257百万円であったにもかかわらず、連結純資産額に相当する「資本合計」欄に5, 261百万円と記載するなどした連結貸借対照表を掲載した被審人の第197期事業年度の連結会計期間に係る有価証券報告書を提出し、もって、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書を提出したものである。

(2) 法令の適用

第1 法第172条の2第2項前段、第24条の5第1項、証券取引法の一部を改正する法律（平成17年法律第76号）附則第5条第2項、法第172条の2第2項後段、第1項ただし書、第176条第2項

第2 法第172条の2第1項本文、第24条第1項本文、証券取引法の

一部を改正する法律（平成17年法律第76号）附則第5条第2項、法第172条の2第1項ただし書、第176条第2項

第1及び第2は、いずれも同一の記載対象事業年度に係る継続開示書類の提出についてのものであることから、上記により個別に算出した額につき、さらに法第185条の7第2項、第18項を適用する。

(3) 課徴金の計算の基礎

第1及び第2

法第172条の2第1項、同第2項及び平成17年法律第76号附則第5条第2項の規定により、第197期事業年度中間連結会計期間に係る半期報告書及び同事業年度連結会計期間に係る有価証券報告書に係る課徴金の額について、

- ① 被審人が発行する算定基準有価証券の市場価額の総額に10万分の2を乗じて得た額（486,677円）

が

- ② 2,000,000円

を超えないこと及び同事業年度の月数が10月であることから、同半期報告書及び同有価証券報告書に係る個別決定ごとの算出額（法第176条第2項の規定により1万円未満の端数切捨て）は、

同半期報告書については、2,000,000円の2分の1に相当する額に12分の10を乗じた額である830,000円

同有価証券報告書については、2,000,000円に12分の10を乗じた額である1,660,000円

となる。

法第185条の7第2項の規定により、同半期報告書及び同有価証券報告書が、いずれも第197期事業年度に係るものであり、これらに係る個別決定ごとの算出額の合計2,490,000円が、同有価証券報告書に係る算出額(1,660,000円)と、同半期報告書に係る算出額に2を乗じた額(1,660,000円)のいずれか高い額(1,660,000円)を超えることから、1,660,000円を個別決定ごとの算出額に基づき按分(同第18項の規定により1円未満の端数切捨て)することとなり、

同半期報告書に係る課徴金の額は

$$1,660,000 \times 830,000 / (830,000 + 1,660,000) = 553,333 \text{ 円}$$

同有価証券報告書に係る課徴金の額は

$$1,660,000 \times 1,660,000 / (830,000 + 1,660,000) = 1,106,666 \text{ 円}$$

となる。

平成20年4月3日

金融庁長官 佐藤隆文